

いじめ防止基本方針

雲仙市立千々石第二小学校

1 いじめ防止基本方針

学校教育において、「いじめ問題」は生徒指導上の喫緊の課題である。また、近年の急速な情報技術の発展により、インターネットへの動画の投稿など、新たないじめの態様が生じ、いじめは、ますます複雑化、潜在化する様相を見せている。そのため、グローバル化の進展の中で様々な価値観や、特性を有する人々が共に生きていく共生社会の中で、お互いを尊重しながら自己実現のできる力を育てていく必要がある。

そこで、今一度、全ての教職員がいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分理解し、校長のリーダーシップのもと、学校組織として積極的にいじめ問題に取り組んでいかねばならない。このため、本校では特に、「いじめの未然防止」、「早期発見・早期対応」についての認識や考え方を重視しながら、いじめ問題を正しく理解し、保護者、地域関係機関の方々と連携しながら組織として適切に対応していくために「いじめ防止基本方針」をここに策定する。

2 基本方針で目指す子ども像

◇ 思いやりのある子ども

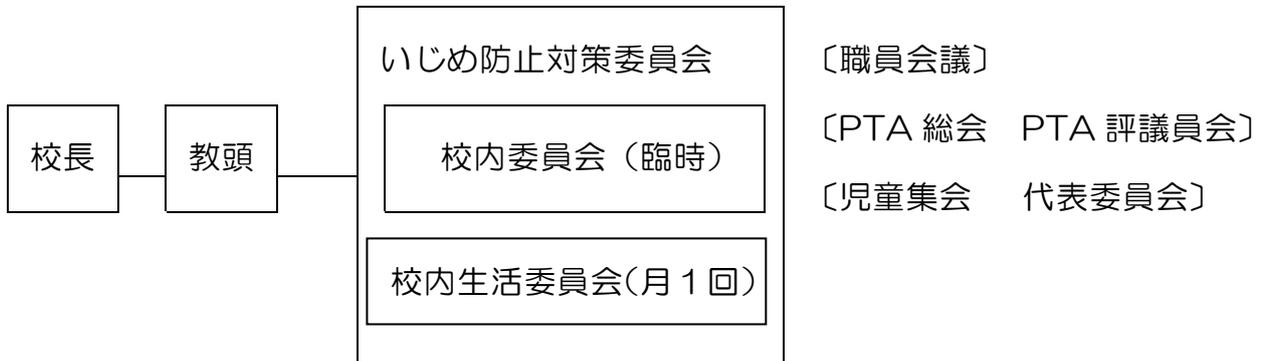
- (1) 自己肯定感や自己有用感をもち、自他ともに認め尊重することができる子
- (2) 学校のきまりや社会のきまりを守ることができる子

3 いじめの定義…いじめ防止対策推進法（平成25年9月施行）より

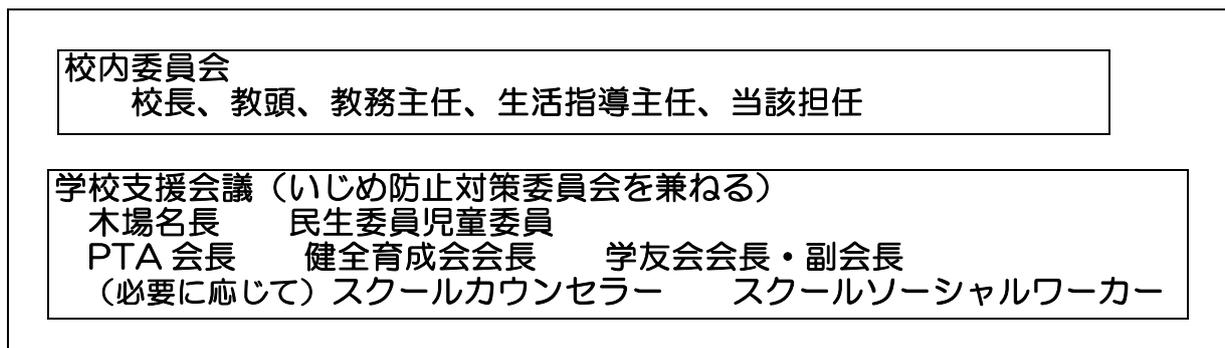
「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（第2条）

4 校内組織「いじめ防止対策委員会」

校長の指揮のもと、いじめ対策の推進の中心になる。（委員長は校長）



【いじめ防止対策委員会】



- (1) 定例のいじめ防止対策委員会を年2回実施する(7月・2月)
- (2) いじめ発生時は、緊急いじめ防止対策委員会を開催し、事案に応じて調査班や対応班を編成し対応する。また、必要に応じて外部構成員も招集する。
- (3) いじめ防止対策に関わる校内生活委員会を月に1回開催する。
(事例研修会に兼ねることもある)
- (4) いじめ防止対策委員会での内容や事案に応じての対応については、職員会議において報告し、周知徹底する。
- (5) いじめの事案については、教育委員会への報告等、連携を密に行う。また、当該保護者と適宜連絡をとり協議しながら対応する。
- (6) 事案解消後の継続指導については、校内委員会で協議し再発防止に努める。

5 P T A及び関係機関との連携

本部役員及びP T A評議員を中心に、児童についての情報を日ごろから相互にやり取りをし、P T A及び学校支援会議メンバーといじめ防止という目的を共有して、いじめの未然防止、早期発見・早期解決を目指す。P T A 総会、P T A 評議員会で定期的に状況報告を行う。

6 いじめ防止について

いじめを生まない学校づくりに向け、日常観察や児童理解の深化、校内指導体制の確立、家庭地域との連携強化、児童の自己指導能力の育成などに取り組む。

(1) 〈教職員の取組(計画)〉

- ①いじめや生徒指導案件に関する教職員の共通理解を大切にしながら進める。
 - ・いじめは、人として許されない行為である。しかし、どの児童にも、どの学校にも起こりうる。だからこそ「いじめを生まない土壌づくり」に学校全体で取り組む。
 - ・情報交換、情報共有(校内支援委員会、いじめ防止対策校内委員会、職員会議、職員朝会で)、一致協力した指導体制の確立、積極的ないじめ防止対応を行う。
- ②学級経営及び道徳教育・人権教育の充実を図る。(モラルタイム)
 - ・授業や行事の中で、どの児童も落ち着ける場所をつくりだす“居場所づくり”。
 - ・授業や行事の中で、全ての児童が活躍できる場面をつくりだす“絆づくりのための場づくり”。
 - ・いじめを許さないという態度を児童に対し明確にする。
- ③保護者向け情報モラル研修会の実施をし、ネットいじめ等の未然防止を図る。
- ④特に配慮が必要な児童への共通理解と支援体制の充実を図る。
(発達障害を含む障害のある児童や転校生、その他の事情のある児童)

(2) 〈児童の具体的な活動(計画)〉

- 子どもたちが「つながる」活動を仕組む。
 - ・縦割り班でともに汗を流す清掃活動
 - ・ランチルームでの全校給食
 - ・委員会活動(自己肯定感、自己有用感の育成)
 - ・花や野菜を育てる活動
 - ・ペアトークの実施
 - ・全員遊びの実施
 - ・児童集会でお互いを尊重し認め合う取組

(3) 〈保護者の取組(計画)〉

- ①家族のだんらんの時間をもつ(子どもとの会話、相談)。
「家庭の日」の周知 アウトメディアチャレンジの実施
- ②家庭でのルールづくり(携帯電話、ゲーム、インターネット等)をする。
- ③教職員との連携(相互のやり取り)を密にする。
- ④P T A 活動を充実し保護者間の連携を進める。

7 いじめの早期発見について

(1) 〈教職員の取組（計画）〉

- ①学校生活アンケートを毎月1回実施。面談（教育相談）を、意図的・計画的に実施する。
- ②日常の観察から、わずかな変化を見取り、いじめの早期発見を目指す。
- ③保護者との連携（相互のやり取り）を密にする。
- ④全ての職員が児童と向き合い、児童が相談しやすい雰囲気づくりを心掛ける。

(2) 〈児童の取組（計画）〉

- ①学校生活アンケート、面談を実施。
- ②気になることがある時は、一人で悩まず友達や教職員、保護者に相談する。
- ③児童会活動を通じて、主体的にいじめを許さない取組を行う。
 - ・人権集会への取組
 - ・児童集会でのふれあい活動

(3) 〈保護者の取組（計画）〉

- ①授業参観、学級部会、学校行事、PTA行事、育成会行事へ積極的に参加する。
- ②携帯電話、ゲーム、インターネット等の管理のルール作りを各家庭で行う。

8 いじめに対する措置について

(1) 〈教職員の取組（計画）〉

- ①いじめ防止対策委員会による実態把握を最優先する。
- ②いじめ事案発生の際は、初動の生徒指導、全校集会、事後指導を丁寧・確実に行う。
- ③市教委に報告し、情報を共有して、協議の上、当該事案に対応していく。
事案終息後も、市教委に定期報告を行う。
- ④保護者との連携を大切にしながら進め、場合によっては関係機関との連携を図る。
- ⑤いじめ事案の調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑥いじめが解消に至るまでは、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。
- ⑦いじめが解消に至るまで被害児童の支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを策定し確実に実行する。
- ⑧いじめ解消の要件は以下の2点を満たした上で判断する。
 - ・いじめに係る行為が終息後、3ヶ月を目安とすること。それまで被害、加害児童の状況を注視する。
 - ・被害児童がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないか本人及び保護者と面談等により確認すること。
- ⑨いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、被害、加害児童を日常的に注意深く観察すること。

(2) 〈児童の取組（計画）〉

- ①保護者とともに、反省（事態に応じた懲戒）を促す。
- ②いじめ事案の終息を確実に行わせる。ルールの再確認をし、再発防止の指導をする。
- ③被害児童への支援を行う。保護者も含めて、心理面のケアを行う。
- ④新たな絆づくり（再構築への取組計画を立てさせる）を図る。

(3) 〈保護者の取組（計画）〉

- ①家族のルールづくりの再検討を行う（雲仙市統一ルールの徹底）。
- ②ルール管理を保護者が実践する。
- ③学校との連携を日頃から行い、児童に関する情報を共有する。

9 年間計画

| 月 | 活 動 内 容 |
|----|---|
| 4 | 学校生活アンケート 校内生活委員会 P T A評議員会 P T A総会 |
| 5 | 学校生活アンケート 校内生活委員会 |
| 6 | 学校生活アンケート 雲仙市いじめ防止アンケート 校内生活委員会 P T A評議員会 いじめ防止対策委員会 |
| 7 | 学校生活アンケート 校内生活委員会 |
| 8 | 校内生活委員会 |
| 9 | 学校生活アンケート 校内生活委員会 P T A評議員会 |
| 10 | 学校生活アンケート 校内生活委員会 |
| 11 | 学校生活アンケート 代表委員会 P T A評議員会 校内生活委員会 |
| 12 | 学校生活アンケート 人権集会 校内生活委員会 |
| 1 | 学校生活アンケート 校内生活委員会 |
| 2 | 学校生活アンケート 校内生活委員会 いじめ防止対策委員会 P T A評議員会 |
| 3 | 学校生活アンケート 校内生活委員会 |

◆校内生活委員会（特別支援教育、いじめ防止対策）

- ・児童の事例研修、情報交換、職員研修を実施

◆事例発生時は、校内生活委員会、いじめ対策委員会を緊急に実施する。